

第18回条例学習会資料11/5団体説明会にて提出
 条例について

豊川共生ネットみらいは、男女共同参画社会を次代につなげる希望ある社会像であると考えています。条例を、その実現のための、私たち市民の共通認識と共通理解を促す土台であり、社会づくりの指針となるものと捉え、大切に思っています。
 条例が易しい言葉の使用と分かりやすい表現で書かれることによって、子どもからお年寄りまで誰にでも理解される身近な条例として、生きていくと思います。

豊川共生ネットみらい

条例素案	みらい案
<p>(目的) 第1条 この条例は・・・ 責務・・・</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は・・・ 責務・・・</p>
<p>(定義) 第2条 この条例に・・・ めます。 (1) 男女共同参画・・・</p>	<p>(定義) 第2条 この条例に・・・ めます。 (1) 男女共・・・</p>
<p>(市民の責務) 第5条 市民は・・・ において・・・ 2 市民は、・・・</p>	<p>(市民の責務) 第5条 市民は・・・ において・・・ 2 市民は、・・・</p>
<p>豊川市男女共同参画推進条例</p>	<p>豊川市男女共同参画社会推進条例 または、 豊川市男女平等推進条例</p>
<p>わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれていますが、社会通念や慣習の中にある、社会によって作りあげられた社会的性別(ジェンダー)が、様々な場面でこれを妨げることがありました。 そのような中、1975年の「国際婦人年」をきっかけに、国際社会における取り組みに対応して、男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現に向け、次第に法律や制度が整備されてきました。 豊川市でも、平成13年に「自立と支えあいの男女共同参画社会」の実現を目指す「とよかわ男女共同参画プラン」を策定し、様々な取り組みを進めてきましたが、今なお、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根強く存在しているため、なお一層の努力が求められています。 <u>そこで、誰もが主体的に参画する活力あるまち豊川市として一層の発展を遂げるために、私たち豊川市民は、男女が性別に関わり無く互いに人権を認め合い、自立した個人としてあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。</u></p>	<p>わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。<u>社会通念や慣習によって作りあげられた社会的性別(ジェンダー)が、様々な場面でこれを妨げてきました。</u> <u>1975年の「国際婦人年」の動きを経て、わが国も男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、法律や制度も整備されつつあります。</u> <u>豊川市でも、2001年に「とよかわ男女共同参画プラン」を策定し、「自立と支えあいの男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な取り組みを進めています。しかしながら、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根強く存在しているため、私たち豊川市民は、さらに、推進に取り組む努力が必要です。</u> <u>豊川市に男女共同参画社会を根付かせ、誰もが主体的に参画する活力ある豊川市にするため、私たち豊川市民は、この条例を制定します。</u></p>
<p>第1章 総則 (目的)</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p>

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市の責務と、市民、教育に携わる者、市民活動団体及び事業者（以下、「市民等」といいます。）の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めて、その施策を総合的かつ計画的に市民等とともに推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場、その他社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男性像」「女性像」のような、社会的に作られた性別（＝社会的性別）をいいます。
- (4) リプロダクティブヘルス/ライツ 性と生殖に関する健康とその権利と訳される。肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障するとともに、産む性として女性の自己決定権を尊重する考え方をいいます。
- (5) 市民 豊川市に在住・在勤・在学するすべての市民をいいます。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いが尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員としての、社会のあらゆる

第1条 この条例は、市民が、互いに人権を尊重し、自立した個人として平等に社会参画し、安心して暮らせる男女共同参画社会を実現させることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例に使われている言葉の意義を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画社会 男女共同参画とは、男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野の政策・方針決定に責任を持って参画することによって、社会の構成員として平等に扱われることをいいます。男女共同参画社会とは、男女共同参画の機会が確保され、個性と能力が十分発揮されて造り上げる社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するために不平等な状態に置かれている人に対し、教育、雇用、昇進、登用などの機会を保障し優先的に与えることをいいます。
- (3) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男性像」「女性像」のような、社会的に作られた性別（＝社会的性別）をいいます。
- (4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 性と生殖の行為によって健康や生命の安全が脅かされないように保障することと、産む性として女性の自己決定権を尊重することをいいます。
- (5) ワーク・ライフ・バランス 仕事と仕事以外の活動（育児や介護も含む）の両立をはかることをいいます。
- (6) メディア・リテラシー テレビ・新聞・雑誌・インターネット・携帯電話サイトなどのゆがんだ情報をそのまま受け取るのではなく、そのゆがみや価値について考え、読み解く力をいいます。また、そのような力をつける取り組みも含まれます。
- (7) セクシャル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動やジェンダーからの言動が、相手に不快感や不利益を与えたり生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス（DV） 夫婦や親しい関係にある、またはあった、男女間の身体的・心理的暴力をいいます。広義では家庭内暴力もさします。
- (9) 市民 豊川市に在住・在勤・在学するすべての市民をいいます。
- (11) 教育に携わる者 家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育に携わる者をいいます。
- (12) 市民等 市民、教育に携わる者、事業者、市民活動団体をいいます。

（基本理念）

第3条 この条例は、社会のあらゆる分野でジェンダーに敏感な視点を深め、あらゆる差別を乗り越える、人権尊重の男女共同参画社会を推進することを基本理念とします。

<p>分野における方針の決定や計画立案等に参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 男女が家庭においてもそれぞれの個性を尊重し、家族の一員としての役割を果たしつつ、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護等の家庭生活とその他の社会生活における活動を両立できるように配慮されること。</p> <p>(5) 男女がリプロダクティブヘルス/ライツや互いの性の理解を深め、尊重するとともに、生涯を通じてそれぞれの心身の健康づくりを推進され、個人の意思が尊重されること。</p> <p>(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協調の下に行われること。</p>	
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)</u>を総合的かつ計画的に策定し、<u>実施しなければなりません。</u></p> <p>2 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県その他の関係機関と連携して取り組むとともに、市民等と相互に協力・協働して男女共同参画を推進しなければなりません。</u></p> <p>3 市は、<u>男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。</u></p> <p>4 市は、自ら率先して<u>男女共同参画を推進しなければなりません。</u></p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)</u>を総合的かつ計画的に策定し、<u>実施します。</u></p> <p>2 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するにあたり、国、県その他の関係機関と連携して取り組むとともに、市民等と相互に協力・協働して男女共同参画を推進します。</u></p> <p>3 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めます。</u></p> <p>4 市は、自ら率先して<u>男女共同参画社会を推進します。</u></p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、<u>男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努めなければなりません。</u></p> <p>2 市民は、<u>市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、<u>男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会を推進するよう努めます。</u></p> <p>2 <u>市民は、日常生活の中で、メディア・リテラシーの力を付けるとともにジェンダーにとらわれないように努めます。</u></p> <p>3 <u>市民は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを侵害するさまざまな問題について理解を深めます。</u></p> <p>4 <u>市民は、隣人として暮らす外国籍の人とともに互いの文化を理解しあいながら、男女共同参画社会を推進することに努めます。</u></p> <p>5 <u>市民は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めます。</u></p>
<p>(教育に携わる者の責務)</p> <p>第6条 <u>家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に基づき教育を行うよう努めなければなりません。</u></p>	<p>(教育に携わる者の責務)</p> <p>第6条 <u>教育に携わる者は、この条例の基本理念に基づいて、次のことに努めます。</u></p> <p>(1) <u>ジェンダーにとらわれない教育や学習を実施するよう努めます。</u></p> <p>(2) <u>あらゆる差別のない教育や学習を実施するよう努めます。</u></p> <p>(3) <u>メディア・リテラシーの教育や学習を実施するよう努めます。</u></p>
<p>(市民活動団体の責務)</p> <p>第7条 市民活動団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう<u>努めな</u></p>	<p>(市民活動団体の責務)</p> <p>第7条 市民活動団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう<u>努めます。</u></p>

<p><u>ればなりません。</u></p> <p>2 市民活動団体は、市が実施する<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、男女が職場における活動に<u>対等</u>に参画する機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランス(働く人が、仕事と仕事以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること)に配慮した環境整備に努めなければなりません。</p> <p>2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、男女が職場における活動に<u>平等</u>に参画する機会を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に努めます。</p> <p>2 事業者は、市が実施する<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策に協力するよう努めます。</p>
<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはなりません。</p> <p><u>(1) 性別による差別的扱い</u></p> <p><u>(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること)</u></p> <p><u>(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動)</u></p>	<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 <u>誰でも、性の多様性を理解し性別を理由とした差別的行為は行ってはなりません。</u></p> <p><u>2 市、市民等は、セクシャル・ハラスメントをしてはなりません。</u></p> <p><u>3 市、市民等は、ドメスティック・バイオレンスなど、あらゆる暴力、虐待をしてはなりません。</u></p>
<p>(情報に関する留意)</p> <p>第10条 何人も、<u>広報、報道、広告等においてジェンダー</u>による固定的な役割分担や暴力行為を正当化し、助長する表現及びその他の不適切な性的表現を<u>行わないよう努めるもの</u>とします。</p>	<p>(情報に関する留意)</p> <p>第10条 <u>誰でも、</u>広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担や暴力行為を正当化し助長する表現や、その他の不適切な性的表現を<u>しないようにしなければなりません。</u></p> <p><u>2 市、市民等はチェック機能が働くように、メディア・リテラシーを身につけることを目指します。</u></p>
<p>第2章 基本的施策</p> <p>(基本計画)</p> <p>第11条 市長は、<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を策定します。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定するにあたり、<u>豊川男女共同参画審議会</u>の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表します。</p> <p>4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。</p>	<p>第2章 基本的施策</p> <p>(基本計画)</p> <p>第11条 市長は、<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を策定します。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定するにあたり、<u>豊川男女共同参画社会審議会</u>の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表します。</p> <p>4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。</p>
<p>(参画機会の格差の是正)</p> <p>第12条 市は、<u>社会のあらゆる分野の活動に参画する機会</u>において男女の格差が生じている場合は、<u>市民、事業者</u>及びその他の関係者と協力し、積極的改善措置に関する情報の提供やその他格差を是正するために必要な支援をするよう努めます。</p>	<p>(参画機会の格差の是正)</p> <p>第12条 市は、<u>社会のあらゆる分野において、</u>男女の格差が生じている場合は<u>市民等</u>やその他の関係者と協力し、積極的改善措置に関する情報の提供やその他格差を是正するために必要な支援をするよう努めます。</p>
<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策の実施状況等について公表します。</p>	<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた<u>男女共同参画社会</u>の推進に関する施策の実施状況等について公表します。</p>

<p>(学習の支援等)</p> <p>第14条 市は、<u>男女共同参画についての関心と理解を深めるため、市民等の男女共同参画に関する学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めます。</u></p>	<p>(学習の支援等)</p> <p>第14条 市は、市民等の<u>男女共同参画社会</u>に関する学習を支援するとともに、家庭教育、<u>幼児教育</u>、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めます。</p>
<p>(情報の提供及び啓発活動)</p> <p>第15条 市は、<u>男女共同参画の推進に関する活動を行う</u>市民等へ情報の提供やその他の支援を行うとともに、<u>男女共同参画に関する理解を深めるための啓発活動を行うよう努めます。</u></p>	<p>(情報の提供及び啓発活動)</p> <p>第15条 市は、<u>市民等に対して男女共同参画社会について情報提供を行います。</u> 2 市は、<u>市民等の男女共同参画社会推進の活動に対して支援をします。</u> 3 市は、<u>市民等に対して男女共同参画社会推進のための啓発活動を、市民等と協働して行います。(提出後加筆)</u></p>
<p>(国際的協調)</p> <p>第16条 市は、<u>国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、多文化共生を目指す国際交流を促進し、情報の収集及び提供等必要な支援を行うよう努めます。</u></p>	<p>(国際的協調)</p> <p>第16条 市は、<u>国際的な理解と協調の下に男女共同参画社会を推進するため、多文化共生を目指す国際交流を促進します。</u> 2 市は、<u>市民等に男女共同参画社会についての国際情報の収集と提供をします。</u> 3 市は、<u>市の男女共同参画社会推進についての情報を外国籍の人にも理解できるように提供します。</u></p>
<p>(調査研究)</p> <p>第17条 市は、<u>男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表します。</u></p>	<p>(調査研究)</p> <p>第17条 市は、<u>男女共同参画社会の推進に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じてその結果を公表します。</u></p>
<p>(意見、苦情等の申出と処理)</p> <p>第18条 市長は、次に掲げる事項について、市民等から意見や苦情等の申出があった場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</p> <p>(1) 国、県、市が実施する<u>男女共同参画の推進に関する施策</u></p> <p>(2) 市が実施する全ての施策のうち<u>男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるもの</u></p>	<p>(意見、苦情等の申出と処理)</p> <p>第18条 市長は、次に掲げる事項について、市民等から意見や苦情等の申出があった場合は、<u>市関係部署間の連携体制を整え</u>、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</p> <p>(1) 国、県、市が実施する<u>男女共同参画社会の推進に関する施策</u></p> <p>(2) 市が実施する全ての施策のうち<u>男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められるもの</u></p>
<p>(相談の申出と処理)</p> <p>第19条 市長は、<u>男女共同参画の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申出があった場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</u></p>	<p>(相談の申出と処理)</p> <p>第19条 市長は、<u>男女共同参画の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申出があった場合は、市関係部署間の連携体制を整え</u>、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</p>
<p>第3章 男女共同参画審議会 (男女共同参画審議会)</p> <p>第20条 市は、<u>男女共同参画の推進に関して必要な事項を審議するため、豊川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置きます。</u></p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申します。</u></p> <p>3 審議会は、<u>男女共同参画の推進に関する施策及び必要な事項について市長に意見を述べることができます。</u></p> <p>4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、</p>	<p>第3章 男女共同参画社会審議会 (男女共同参画社会審議会)</p> <p>第20条 市は、<u>男女共同参画社会の推進に関して必要な事項を審議するため、豊川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置きます。</u></p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>男女共同参画社会の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申します。</u></p> <p>3 審議会は、<u>男女共同参画社会の推進に関する施策及び必要な事項について市長に意見を述べることができます。</u></p> <p>4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、</p>

<p>一部は公募します。</p> <p>5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはなりません。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>一部は公募します。</p> <p>5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満であってはなりません。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。</p>
<p>第4章 雑則 (委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>	<p>第4章 雑則 (委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定された市の男女共同参画計画(「とよかわ男女共同参画プラン」をいう。)は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなします。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定された市の男女共同参画計画(「とよかわ男女共同参画プラン」をいう。)は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなします。</p>